

「慰安婦」問題日韓「合意」をどのように考えるのか

庵 途 由香
(立命館大学)

1. はじめに

2015年12月28日、岸田文雄外務大臣と尹炳世外交部長官の日韓両外相がソウルで共同記者発表を行った。この時に「日韓間の慰安婦問題」について両国局長が集中協議した結果として発表された内容が、いわゆる「慰安婦」問題日韓合意と呼ばれるものである¹⁾。日韓外相それぞれが3項目ずつ、合わせて日本語で1000字にも満たない簡略な内容の「発表」は、長い間「慰安婦」問題に取り組んできた関係者らから見ても、あまりに「電撃的な、突然の妥協」²⁾であった。この日韓「合意」が発表されて以降、これに対する評価は日本・韓国ともに賛否両論に分かれたが、その立場や賛否の内容のベクトルは非常に幅広い。それだけ広く関心をもたれている問題であるということであるが、多くに共通して指摘されているのが、その内容と決定過程で被害者の存在や意向が無視されている、という点である。

そうした中で、7ヶ月後である2016年7月28日には、「合意」の重要項目の一つとして韓国で「和解・治癒財団」を発足させ、9月1日に日本政府が10億円の「出捐金」を送金、10月には被害者に対する支援事業を開始するなど、日韓両政府は「合意」に基づく事業を性急に推進しようとしている。しかし一方で、発表から1年が過ぎてもこれを厳しく批判する声明が日韓双方の運動団体から発表され³⁾、日韓政府間で「合意」履行をめぐる軋轢も見え始めている。また2016年12月9日には朴槿恵大統領に対し、韓国国会で大統領弾劾訴追が賛成多数で可決されるなど（未確定）、2017年1月現在、「合意」の履行継続には未だに不確定要素がまったくないというわけではない。とは言え、今回の「合意」は、長い間日韓政府間で外交的な懸案事項であった「慰安婦」問題に、大きな変化をもたらす要因の一つとなったことは間違いない。

「慰安婦」問題は、日本が戦争遂行のために国家政策として「慰安所」を設置・運営し、植民地・占領地を含む多くの女性達に日本軍兵士・軍属に対する性的奉仕を強要したにもかかわらず、日本政府が長い間、被害者・サバイバーが納得のいく形での戦後補償を先延ばしにしてきた所に根本的な問題がある。被害者やその支援団体が20数年一貫して日本に主張してきたことは、日本の国家責任として、「慰安婦」被害者が納得いく形で彼女たちに謝罪と賠償を行うことであった。

「慰安所」制度が軍や日本政府の指示によって設置・統制・運営されてきたことは、様々な公文書によって立証されており、このことは日本政府自身もいわゆる「河野談話」（1993年8月）などで繰り返し認めてきた事実である。日本政府は「当時の軍当局の要請によるもの」という表現など、「軍」と「政府」を区分しようとする態度をしばしば見せてきた。「慰安所」制度の解明という観点からすると、軍と行政

という区別は研究上もちろん必要である。しかし、「慰安所」制度が戦地・占領地への派遣軍のみならず、「陸軍省」という当時の政府行政機関が中央で統制を行っていたことを考えると、被害者に謝罪・賠償を行う責任主体として「軍」と「政府」を厳密に分ける必要性はないと言わざるをえない⁴⁾。

本稿では、こうした状況を前提として、日韓「合意」に至る過程とその内容、およびその後の進展やこれをめぐる議論について論点ごとに整理し、この「合意」が「慰安婦」問題解決にどのような意味を持つのかを考える手がかりとしたい。

2. 日韓「合意」の内容とその要点

2015年12月28日の日韓両外相による「合意」発表は、前述したように、多くの関係者に唐突であるという印象を与えた。2012年末に安倍晋三政権（第二次）、朴槿恵政権が誕生して以降、両国の外交関係は3年近くも首脳会談を開催しないという冷め切った関係が続いていた。2015年11月2日に至りようやく日韓首脳会談が実現され、「慰安婦」問題が言及された。その場で早期妥結にむけて実質的な合意が行われていたと推測されてはいたが、それからわずか2ヶ月足らずで両国外相の共同記者会見という形で「合意」が発表されたのである⁵⁾。

ここで、まずは「合意」の内容について確認しておきたい。12月28日の記者会見では、それぞれの外相が3項目ずつの内容を発表した。まず日本側の内容を要約すると、①慰安婦問題について日本政府は責任を痛感。安倍総理大臣は改めて心からおおむねと反省の気持ちを表明する、②日本政府の予算により、元慰安婦の支援を目的とした財団を設立し、日韓政府が協力して全ての元慰安婦の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行う、③②を実施する前提で、最終的かつ不可逆的な解決を確認する。日韓両政府は今後国際社会でこの問題について相互に非難・批判を控える、というものである。韓国側は、①韓国政府は日本政府のこれまでの取り組みを評価、日本政府が上記②を実施することを前提に、今回の発表で最終的かつ不可逆的な解決を確認、②韓国政府は在韓日本大使館前の少女像に対し、可能な対応を関係団体と協議などを通じて解決に努力、③韓国政府は今回の日本政府が表明した措置の実施を前提に、今後国際社会で本問題について相互に非難・批判を控える、というものである。

この「合意」は、外務省のHPでは、「日韓両外相共同記者発表」というタイトルで公開されている。つまり、正式な外交文書ではなく、記者会見に先立ち実施された局長協議などでの「合意」の内容を、各国政府の見解として口頭で発表したものである⁶⁾。この中で注目されたのは、日本側では、まず「日本政府は責任を痛感」という日本政府の「慰安婦」問題認識と、韓国政府により設立される「財団」に政府予算で資金を出すと言う点、そして「最終的かつ不可逆的な解決の確認」という表現が盛り込まれた点である。韓国側では、やはり同様に韓国政府も「最終的かつ不可逆的な解決を確認」という表現と、他の項目とは範疇が異なるとさえ感じられる「少女像」の問題が盛り込まれていたことである。また発表文にはないが、日本政府の財団のための捻出金は10億円である旨が発表された。本稿では、上記の「合意」内容のうち、①日本政府の「慰安婦」問題認識の性格、②政府予算から拠出して設立される財団の性格について検討してみたい。

3. 日本政府の「慰安婦」認識と「河野談話」の継承

今回の「合意」では、日本側発表文の全文は550字程度しかなく、かなり簡略な内容である。しかしその中に、「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」、「日本国の内閣総理大臣として改めて・・・心からおおびと反省の気持ちを表明（傍点は引用者）」など、「河野談話」と同じ表現を使うことで、その基本路線を踏襲していることを表した。

90年代初頭に「慰安婦」問題がクローズアップされた時には、日本政府は国会で、「慰安婦は民間業者が連れて歩いた」「(政府)関係部署は全く関与していなかった」「経緯や状況はつかめない」と答弁していた⁷⁾。これが1992年に行われた政府調査を経て一転し、「いわゆる従軍慰安婦問題に政府の関与があったことが認められた」⁸⁾と政府関与を認め、1993年8月4日に発表された「慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話」（いわゆる「河野談話」）にはこれが反映された。以後現在まで、閣議決定を経たこの「河野談話」が日本政府の基本的見解となっている。

ところで「河野談話」は、「談話」の本文だけではわからないが、1992年7月6日付けで発表された「いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について」が根拠となっており、その内容も非常に重要である⁹⁾。この文書では、慰安所の設置、募集、建築、経営・監督、衛生管理、身分証明書発給、その他の項目に分けて、政府調査によって当時発見された200件以上の具体的資料と記述内容の概要がまとめられたリストである。例えば「慰安婦」募集に関連する資料の一つは、文書名「軍慰安所従業婦等の募集に関する件 支受大日記密（昭和13年）」、発出者「陸軍省副官」、宛先「北支那方面軍及び中支派遣軍参謀長」、記述の概要「支那事変他に於ける慰安所の従業婦女等の募集に任ずる者の人選を適切にする等、軍の威信保持上並びに社会問題上遺漏なき様配慮されたい等」、といった具合である。政府自らが認めたこのような政府公文書の具体的記述が根拠となっている以上、「河野談話」を日本政府が否定することは難しいであろう。

一方、安倍首相は第二次安倍政権では首相就任早々に「河野談話」の書き直し（「安倍談話」作成）を行うだろうと予測されたほど、「慰安婦」問題に否定的であった。安倍首相は第一次政権の時には2007年の国会答弁で、「軍や官憲による強制連行を直接示すような記述はない」と答弁するなど、「慰安婦」動員の「強制性」の危うさを繰り返し主張していた。2014年2月には、石原信雄元官房副長官（「河野談話」作成に関わった元官僚）が国会の衆議院予算委員会で、「日本政府・日本軍が慰安婦を強制的に募集することを裏付ける資料はなかった」と陳述したことを受け、安倍政権が有識者による「河野談話作成過程に関する検証」を行ったこともあった。しかし、検討チームの報告結果は「(河野談話の)内容が妥当なものであると判断」¹⁰⁾に終わった。

「合意」における日本政府の「慰安婦」認識が、前述のように基本的に「河野談話」を継承していることは明らかであるが、どこまで継承しているのかといった評価については、論者によって幅がある。「慰安婦」研究の第一人者である吉見義明は日本政府の「合意」内容について、① 事実認定や責任主体（主語）と責任の内容があいまいで、「河野談話」よりむしろ後退している、② 国際的に定着している「性奴隷状態である」ことに言及せず、③ 再発防止措置については何も無い、といった点を挙げ、これは「最終的解決」たり得ないと痛烈に批判した¹¹⁾。また川上詩朗も、「日本軍「慰安婦」問題の解決を求める

弁護士有志」による「声明」に依拠しつつ、①「河野談話」以後の様々な歴史研究や裁判所の判決等の成果を踏まえるなら「河野談話」よりもう一步踏み出すべきだがそれがない、②「河野談話」にはあった歴史研究・歴史教育・再発防止への決意の言及がない、などと指摘し、「合意」の内容の不十分さと日本政府の不誠実さを批判している¹²⁾。

一方、和田春樹は「合意」の内容について、①表現に不足が目立つ、②何より被害者に向かって謝罪が表明されていないにもかかわらず、最終的不可逆的な解決が強調された、③正式の合意文書が作られていない、といった点を批判しつつも、以下の点について高く評価している。すなわち、①「政府は責任を痛感している」はこれまでにない新しい言葉であり、これまでの日本政府責任者のどの謝罪よりも強い謝罪で、安倍首相がついに謝罪したという点、②2014年6月に第12回日本軍「慰安婦」アジア連帯会議が提起した画期的な解決案で提示された4つの事実認識¹³⁾は、「河野談話」とアジア女性基金の歴史認識を前提としているならば、ほぼ確認されているに等しい(ただし問題はそうした認定が完全に隠されている)という点である¹⁴⁾。その上で和田は、一定の条件を満たした上で、「合意」は「慰安婦」問題解決のための日韓政府のあらたな協力の出発点と考えることができる、としている。

ちなみに、同じように「合意」を「慰安婦」問題解決の出発点とすべき、という主張は、戦後補償裁判に長く関わってきた弁護士・内田雅敏や、長い間「関釜裁判」支援の活動を続けてきた花房俊雄からも出されている。内田雅敏は、「合意」の背景に米国の強い意向があることや「安倍支持者」たちからも抗議や不満が噴出したことを指摘しつつ、「合意」は「慰安婦問題の「最終解決」ではなく、それに向けての出発点」であり、どう具体的に実現していくのかが必要になる、としている¹⁵⁾。花房俊雄は、今回の「合意」は日韓両政府とも被害者への配慮が極めて不十分としつつ、「合意」白紙撤回・再交渉での解決を求めていくのか、「合意」を踏まえて被害者に受け入れられるような努力の積み重ねをさらに日本政府に求めるか、の選択を個人・運動団体が突きつけられている、と指摘した。その上で、「合意」批判の論点を再批判し、「合意」の白紙撤回に疑問を呈している¹⁶⁾。

ここで指摘しておきたいのは、今回の「合意」における日本政府の「慰安婦」問題認識に対する批判の多くは、「合意」の内容そのもの以上に、「合意」後に日本政府が国内外で表明した態度や表現に対する批判であるという点である。例えば、「合意」直後の2016年1月6日衆議院本会議での岡田克也議員の質問、同年1月12日の衆議院予算委員会での緒方林太郎議員の質問で、謝罪の言葉を「総理自らの言葉で表現してほしい」と要求したが、安倍首相は、「岸田外務大臣が表明した通り」など政府発表を繰り返し、「総理大臣として・・・心からおわびと反省の気持ちを表明する」というすでに「合意」文に書かれた文言さえも、結局自らの口から語ることはしなかった。

また渡辺美奈は、2016年2月16日に開催された国連女性差別撤廃撤廃委員会での日本報告書審査における日本政府の対応について紹介している¹⁷⁾。渡辺によると、日本政府によって委員会に提出された文書には、「合意」で「最終的かつ不可逆的に解決」されるとした上で、①「強制連行」が確認できる資料はない、②中国などアジア女性基金が対象としなかった国の被害者への補償などの意思はない、といった内容が入れられていた。渡辺は、こうした日本政府の対応は「合意」から大きく後退している、と評価している。さらに、日韓「合意」の法的性格や被害者中心アプローチのあり方などに関する委員の質問には全く答えず、「強制連行」を示す文書はないということ、「慰安婦」は性奴隷ではない、など

の主張を展開したという。その結果、委員会の勧告は、「合意」が「被害者中心アプローチ」を十分に採用していないこと、実施には「真実・正義・被害回復に対する権利」を保障すること、「慰安婦」問題は現在の人権侵害であるという見解、などを指摘している。

すなわち、「合意」における日本政府の「慰安婦」認識の内容や表現以上に、「責任の痛感」や「心からおわびと反省」と言った言葉が本当に履行されようとしているのか、今後も不変のものなのか、安倍首相や日本政府の態度を見る限りでは「信用できない」ということである。

4. 韓国の財団への「出捐金捻出」方式による被害者「支援」

日本政府は戦争動員に関わる韓国人被害者の補償・賠償に対して、1965年の日韓国交正常化の際に締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（いわゆる「日韓請求権及び経済協力協定」）2条1項を根拠に、「あらゆる請求は法的に完全かつ最終的に解決済み」であり、個人に対する国家賠償は行えない、との基本姿勢を貫いてきている。「河野談話」の後続措置として1995年に発足した「女性のためのアジア平和国民基金」（国民基金）の支援事業では、上記の「個人に対する国家補償をしない」方針を貫き、名乗り出た被害者たちに渡された「償い金」は「国民の募金」が充当され、政府予算の拠出は基金の設立・運営費用に限定された。その国民基金も、2007年に事業を終了している。今回の「合意」以後も、日韓間の請求権の問題は法的には完全かつ最終的に解決済み、という日本政府の立場は全く変わっていない¹⁸⁾。

今回「合意」の中で最も注目を集めたのが、元慰安婦支援のための財団の設立である。日本政府は韓国政府が設立する財団への資金を、政府予算から一括拠出することを約束している。これは「国民基金」では「償い金」に政府予算を使うことを徹底的に避けてきた日本政府が、「合意」に至り、個別の被害者に直接渡る可能性のある支援金を政府予算から捻出することを受け入れたということを意味していた。

この財団に関しては、花房やアクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」（WAM）が指摘するように¹⁹⁾、今回の「合意」に関連して評価の最も分かれるポイントである。その評価は、「日本政府は10億円の捻出を最後に、すべての事業を韓国政府に押し付け、自身は何もしなくても済む」²⁰⁾という批判から、「財団という形式をとりながらも「女性のためのアジア平和国民基金」とは一線を画し・・・、また日本政府が「責任を痛感」したうえで、日本の国庫から拠出されるお金は、日本政府からの「謝罪の証」であると認められる可能性がある²¹⁾と行った評価まで、様々である。

韓国ではすでに、2016年7月28日づけでこの財団にあたる「和解・治癒財団」を女性家族部の管轄下で発足させた²²⁾。和解・治癒財団（以下財団）は9月5日には、日本政府の「謝罪と反省の表明および責任履行処置として日本政府の出捐金10億円」²³⁾が9月1日に財団口座に入金されたため、速やかに被害者らの意見収集手続きを経て、事業を実施することを明らかにした。また10月11日には、政府に登録・認定された「慰安婦」被害者を対象とし、生存被害者には総1億ウォン（約1000万円）規模の、死亡被害者には総2000万ウォン（約200万円）規模の現金を支給することが公示された²⁴⁾。さらに同日、財団は9月末から確認されている生存被害者46人中、本人やその保護者ら32人と面談し、そのうち29人が財団事業を受け入れる意思を示した、と明らかにした²⁵⁾。さらに、書類などの準備が整い次第、

次の週からでもなるべく支給を早く実施する旨も付け加えられた。このように、公的機関としてもかなり性急に支給を終わらせようとしている様子がかがわれる。

これまで日本政府の「慰安婦」被害者に対する支援は医療援助などに限られ、被害者に渡された「償い金」も原資は国家予算からではなく国民からの寄付である。また、早くから政府による恒常的な公的支援（住居、医療、生活費など）が地方行政単位でも行われていた韓国と違い、日本からの被害者への支援は、これまでほぼ日本の市民団体がボランティアで担ってきたのが現状である。20年以上も日本の各地域で支援活動を続けている団体も少なくない。しかし、もし日本から被害者たちに対して何らかの支援を安定的に続けていき、さらには真相究明、教育と言った再発防止措置を発展させていくとするならば、個別の支援者や研究者のみに頼り続けるには問題があまりに大きい。その意味で、日本政府が真摯に「慰安婦」問題の解決を実現させるためには、これらの事業を責任をもって推進する公的な組織が必要となってくる。このような必要性を感じている論者が、主に今回の財団設立提案に対しては比較的肯定的な態度を取っている場合が多い。

「合意」の原文の表現をそのまま読みとるとしたら、本来日本政府は、財団設立に日本政府が予算から資金を出したうえで、「日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行う」わけであるから、資金を一括送金したからと言って、「最終的かつ不可逆的に解決」されるわけではないはずである。しかし現在のところ、和解・治癒財団に対して日本政府が国庫から資金を提供する以上に関わっていくのかどうかは、まったく不明である。

5. おわりにかえて

日本政府が1993年に「河野談話」を発表した時も、1995年に「国民基金」を設立した時も、その後しばらくの間、日本政府は国家責任の遂行を求める被害者や支援者たちから、痛烈な批判を浴び続けた。「慰安婦」問題に対する日本社会内のバッシングや反動的な動きが強くなるなか、「河野談話」も「国民基金」もいつの間にか、日本政府が「慰安婦」認識を後退させられない、一種の歯止めのような役割を果たすようになった。日本が問題解決に積極的ではないと評価される最大の原因は、国家賠償を認めないこととともに、日本政府の二重の態度にもある。「河野談話」で事実認定や謝罪をしながらも、同時に政府公人が問題発言を繰り返し、そのことが被害者をさらに傷つけ続けている。「合意」の内容や財団が今後どうなっていくのかは、いまだに不透明な部分もあるが、そうした意味で、「合意」だけでは解決に至らないのは、明らかであろう。

韓国では「合意」の発表以後、「合意」に対する批判は現在のところ日に日に増え続けている状況である。韓国では2011年6月に憲法裁判所において日本軍「慰安婦」被害者らが韓国政府を相手に提訴した違憲裁判で、韓国政府が被害者らの賠償請求権について日本政府との間の解釈上の紛争を解決するための措置を取っていないこと（不作為）が、原告の基本権を侵害し、違憲であるとの判決が下された。韓国では1990年代からすでに国内の「慰安婦」被害者の被害申請を受け付け、認定された被害者には医療、住居、生活費などの経済支援も行ってきた。だが2011年の違憲判決以降、韓国政府側は「慰安婦」問題解決のために日本政府に対して何らかの措置を講ずる義務が生じており、韓国政府にとって「慰

安婦」問題の解決とは、もはや日本政府の協力なしには成立しえない問題となっていた。そうした中で進められているのが、「合意」による和解・治癒財団の事業である。

和解・治癒財団は、「国民基金」が日本政府のみの単独事業であったのに対し、日韓双方の政府が「協力して」財団を設立するという点では、一步前進であったと評価できる。しかし、韓国での批判が日本政府に集中していた「国民基金」設立時とは異なり、今回の「合意」に対して韓国国民の怒りの矛先は、日本政府以上に韓国政府に向けられている。韓国で「合意」をめぐる今後どのような動きが出てくるのか、注視していく必要がある。

注

- 1) 原文では、「合意」という表現は一切使われていない。発表の原文全文は、外務省 HP 「日韓両外相共同記者発表」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001664.html) および韓国語版 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000122056.pdf>) (ともに最終閲覧日 2015 年 12 月 20 日) を参照のこと。
- 2) 和田春樹『アジア女性基金と慰安婦問題 回想と検証』明石書店、2016 年、366 頁。
- 3) 例えば代表的なものとして、日本では「日本軍「慰安婦」問題解決全国行動」が 2016 年 12 月 28 日にアピール「12・28 日韓「合意」は解決ではない！日本政府は「慰安婦」問題解決に立ちあがれ」を発表し、韓国では「国会 - 市民社会共同記者会見」が 12 月 27 日に行われ、「記者会見参加者一同」名で「朴槿恵印の外交惨事、韓日日本軍「慰安婦」合意は無効だ。政府は屈辱的韓日合意の背景を究明し、責任者は辞任で責任を取れ」を発表した。
- 4) 陸軍省による「慰安所」制度統制などについては、1992 年 7 月 6 日に内閣官房内閣外政審議室が発表した「いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について」でも具体的資料が提示されている。また吉見義明「日本軍慰安婦とはなにか」(『共同研究 日本軍慰安婦』大月書店、1995 年) など諸研究でも明らかにされている。
- 5) 「合意」発表までの両国政府の詳細な動きについては、和田春樹「問われる慰安婦問題解決案一日韓首脳会談以後を展望する」『世界』2016 年 1 月号および、箱田哲也「慰安婦問題 日韓合意の舞台裏」『外交』Vol.36、2016 年 3 月を参照のこと。
- 6) ただし川上詩朗は、「合意」は文書化されていないため条約とはいえないが、法的効力が認められる可能性がある(条約法条約 3 条 (a))、と指摘している。川上詩朗「日韓合意」に関する弁護士有志の声明について 一日本軍「慰安婦」問題の真の解決をめざして」『日本の科学者』51 巻 8 号、2016 年 8 月、44 頁。
- 7) 1990 年参議院予算委員会で清水傳雄政府委員(当時労働省職業安定局長)は「従軍慰安婦なるものにつきまして、古い人の話等も総合して聞きますと、やはり民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いているとか、そういうふうな状況のようでございまして、こうした実態について私どもとして調査して結果を出すことは、率直に申しましてできかねると思っております」と答弁した。また 1991 年 4 月 1 日参議院予算委員会で、若林之矩政府委員(当時労働省職業安定局長)は、以下のように答弁している。「それから、朝鮮人従軍慰安婦についての調査・・・につきましては、私ども、当時の厚生省勤労局に勤務をしておりました者や国民勤労働員署に勤務をしておりました者から事情を聴取いたしたところでございまして、当時厚生省勤労局も国民勤労働員署も朝鮮人従軍慰安婦につきましては全く関与していなかったということとございまして、したがって、労働省といたしましては・・・朝鮮人従軍慰安婦について調査を行うべく努力をいたしました、その経緯等全く状況はつかめず手がかりがない状態とございまして、御理解を賜りたいと存じます。」
- 8) 内閣官房内閣外政審議室「朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦問題について 平成 4 年 7 月 6 日」(財)女性のためのアジア平和国民基金編『政府調査「従軍慰安婦」関係史料集成①』龍溪書舎、10 頁。
- 9) 筆者は 2002 年に情報公開申請を行って本文書を入手したが、現在この文書は、WAM (アクティブ・ミュージアム) 女たちの戦争と平和資料館 HP で原文 PDF を見ることができる。(http://wam-peace.org/ianfu-koubunsho/file/file_2.pdf、最終閲覧日 2016 年 12 月 15 日)
- 10) 「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯～河野談話作成からアジア女性基金まで～」平成 26 年 6 月 20 日。外務省 HP よりダウンロード可能。(www.mofa.go.jp/mofaj/files/000042166.pdf、最終閲覧日 2016 年 12 月 15 日)
- 11) 吉見義明「真の解決に逆行する日韓「合意」:なぜ被害者と事実に向き合わないのか」『世界』2016 年 3 月号。
- 12) 川上詩朗、前掲論文。

- 13) 4つの事実認識とは、①日本政府および軍が軍の施設として「慰安所」を立案・設置し管理・統制したこと、②女性達が本人たちの意に反して「慰安婦・性奴隷」にされ、「慰安所」等において強制的な状況の下におかれたこと、③日本軍の性暴力に遭った植民地、占領地、日本の女性たちの被害にはそれぞれに異なる態様があり、かつ被害が甚大であったこと、そして現在もその被害が続いているということ、④当時の様々な国内法、国際法に違反する重大な人権侵害であったこと。第12回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議「日本政府への提言 日本軍「慰安婦」問題解決のために」より。ただし、日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議に加わっていた日本軍「慰安婦」問題解決全国行動からは、今回の「合意」では「提言」が反映されていないという抗議声明が2016年1月16日に出されている。
- 14) 和田春樹「第10章アジア女性基金の評価とその後」前掲書、366～375頁。
- 15) 内田雅敏「通過点としての日韓「合意」 民衆の不信の連鎖をくいとめるために」『世界』2016年3月号。
- 16) 花房俊雄「日韓「合意」に思う 「合意」の実施にあたって被害者への直接謝罪を日本政府に訴える」『世界』2016年5月号。
- 17) 渡辺美奈「国連女性差別撤廃委員会が日本に突きつけた「総括所見」」『週刊金曜日』2016年4月22日(1085号)。
- 18) 例えば2016年1月7日参議院本会議での大野元裕議員の質問に対する安倍首相の答弁。「日韓間の財産・請求権の問題については、一九六五年の日韓請求権・経済協力協定により法的には完全かつ最終的に解決済みであるということが日本政府の一貫した立場であり、今回の慰安婦問題に関する合意によってもこの立場に何ら変更はありません」
- 19) アクティブ・ミュージアム「私たちの戦争と平和資料館」(WAM)の「日韓外相の政治的妥協に対するwamからの提言」(2015年12月31日)(http://fightforjustice.info/?page_id=4187、最終閲覧日2016年12月15日)
- 20) 吉見義明、前掲論文、131頁。
- 21) アクティブ・ミュージアム「私たちの戦争と平和資料館」(WAM)、前掲提言。
- 22) 財団は、「日本政府が政府予算で出捐する10億円を基盤に日本軍「慰安婦」被害者の方々の心の傷を癒やすための事業を推進するために設立される」(2016年7月28日付け女性家族部報道資料より)。財団の役員構成は、理事長金テヨン(誠信女子大名誉教授)、理事には金ギョシク(アジア信託会長)、金ジェリョン(法務法人オONSESAN代表)、沈ギョソン(東亜日報記者)、李元徳(国民大学教授)、李ウンギョン(法務法人サンジ代表)、李ジョンシム(女性家族部権益増進局長)、チョン・ビョンウォン(外交部東北亜局長)、チョ・ヒヨン(国立外交院日本研究センター所長)、チン・チャンス(世宗研究所所長)の10名。
- 23) 2016年9月5日付け女性家族部報道資料。
- 24) 2016年10月14日付け女性家族部報道資料より。
- 25) 同資料で明らかにされた内訳は以下の通りである。2015年12月28日現在の生存被害者46人中、国内個別居住30人、国内施設居住者13名、海外居住3名。うち、被害者本人が直接受容意志を表明したのは11人、老患・疾患のある被害者で保護者の助けを借りて受容意志を表明したのが13名、12月28日以降に死亡した場合で遺族が受容意志を表明したのが5名、個人的事情で事後面談を希望したのが2名、面談と財団事業の受容を拒絶したのが1名、である。財団は今後も面談を続けていくことを明らかにしている。